

築上町告示第89号

平成27年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成27年8月21日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成27年9月3日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

小林 和政君	宗 晶子君
宮下 久雄君	有永 義正君
信田 博見君	鞆野 希昭君
池亀 豊君	工藤 久司君
丸山 年弘君	田原 宗憲君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	武道 修司君

---

○9月7日に応招した議員

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月9日に応招した議員

---

○9月16日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成27年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成27年9月3日 (木曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成27年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の変更
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
    - ・提出された案件等の報告
  - ②町長の報告
    - 報告第2号 平成26年度健全化判断比率の報告について
    - 報告第3号 平成26年度資金不足比率の報告について
    - 報告第4号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
    - 報告第5号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
    - 報告第6号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第5 議案第56号 平成27年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第6 議案第57号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第7 議案第58号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第8 議案第59号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第9 議案第60号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第10 議案第61号 平成27年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第11 認定第1号 平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

いて

- 日程第14 認定第4号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成26年度築上町壺園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第10号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第11号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第12号 平成26年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第62号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第63号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第64号 築上町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第65号 築上町監査委員の選任について
- 日程第27 議案第66号 物品売買契約の締結について
- 日程第28 議案第67号 町道路線の変更について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の変更
- 日程第3 諸般の報告

##### ①議長の報告

- ・提出された案件等の報告

②町長の報告

報告第2号 平成26年度健全化判断比率の報告について

報告第3号 平成26年度資金不足比率の報告について

報告第4号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について

報告第5号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について

報告第6号 株式会社つききプロヴァンスの経営状況の報告について

日程第5 議案第56号 平成27年度築上町一般会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第57号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第7 議案第58号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第8 議案第59号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第9 議案第60号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第61号 平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第11 認定第1号 平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第3号 平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第4号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第5号 平成26年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第6号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第7号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第8号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第9号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について



会計管理者兼会計課長	……………	神崎 博子君
総務課長	…………… 則行 一松君	財政課長 …………… 八野 繁博君
企画振興課長	…………… 江本 俊一君	人権課長 …………… 柿本直保美君
税務課長	…………… 江本昭二郎君	住民課長 …………… 加藤 秀隆君
福祉課長	…………… 平塚 晴夫君	産業課長 …………… 今富 義昭君
建設課長	…………… 平尾 達弥君	都市政策課長 …………… 竹本 信力君
上水道課長	…………… 加來 泰君	下水道課長 …………… 吉留梯一郎君
総合管理課長	…………… 塩田 健治君	環境課長 …………… 進 信博君
農業委員会事務局長	… 西畑 尚幸君	商工課長 …………… 中野 康弘君
学校教育課長	…………… 繁永 和博君	生涯学習課長 …………… 吉元 保美君
代表監査委員	…………… 尾座本雅光君	監査事務局長 …………… 永野 賀子君

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成27年第3回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。

皆さんにとっては、初めての定例会ということで、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、先々週、台風が襲来、久しぶりに、多分7年ぶりじゃなかったかなと思いますけれども、25日の未明から非常に強い風が吹きました。警戒本部を設置いたしまして、そして25日の未明には第一配備というようなことで、50名の職員を配置をいたして、一応対策に当たったところでございます。基本的には大きな被害は、人命とか家屋の倒壊とか、そういう大きい被害はございませんでしたが、一部やっぱり家屋損傷、それから山肌の決壊、それから干拓の池が一応侵食、非常に強い風の中で波が強くて侵食されていったというような、そういう農地被害等々は大分出ておる。また、稲もちょうど収穫期を前にして、倒伏した稲がたくさんあるというようなことで、そういうことで被害は大分出ておるところでございます。今、まだ被害状況の一応基本的な調査を行っております。議会の最終日ぐらいには、ある程度まとまるだろうというふうな想定で、最終日には災害復旧等々の予算を提案をさせていただきたいと、このように考えておる次第でございます。

それで、あと、米軍再編の関係で、9月21日から昨日まで一応、嘉手納基地のF-15の飛行機が12機到来いたしまして、自衛隊の日米共同訓練というような形で、築城基地と、それか

ら宮崎の新田原基地の飛行機と一緒に共同訓練をやっていたということでございます。そういう中で、1機、車輪がパンクしたということで、緊急に沖縄のほうから資材を運び入れたという経過もあっておるようでございますけれど、パンクという形で若干、町のほうにも連絡が入っておりますんで御報告を申し上げたいと思います。

それから、防衛省からの連絡ではございますけれど、今年度中にF-15全て沖縄のほうに移転をして、築城基地には三沢からF-2を20機、今逐次配備をしておりますけれど、20機配備をするということで、今年度末には完全に築城基地はF-2の部隊になるというふうなことが連絡があつてるところでございます。

それから今、北九州市を中心に連携中枢都市圏構想というものが一応計画されておるところでございます。本町も、これに参加をしながら、何とか北九州と一体的な形での政策を進めていこうということで、参加を一応の準備をしておるところでございます。この件につきましては、詳しくまた、全協の中で担当課のほうから説明をしたいというふうに考えておるところでございます。

あと、2年に1回、町政懇談会を行っておりますけれども、9月24日を皮切りに校区単位で町政懇談会を実施する予定にしておるところで、日程につきましては、あと、また皆さん方にもこの日程表を配付をしながら、参加をしていただければ幸いに存ずるところでございます。

今議会の提案、議案は、報告が5件、そして議案、一般会計ほか補正予算の予算議案が6件、それから認定ということで、これは昨年度の決算の認定が12件、一応提案させていただいた――。あと、議案ということで、条例等の改正、これが一応5件ということで、計28件の一応案件を上程をさせていただいたところでございます。議員の皆さんには、提案理由等々の（ ）していただきながら、御理解をいただきながら、全議案採択をしていただきますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告を終わりました。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番、小林和政議員、2番、宗晶子議員を指名します。

---

### **日程第2. 会期の決定**

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

8月31日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

9月3日木曜日、本日は、本会議で議案の上程、なお、議案第65号築上町監査委員の選任について及び議案第66号物品売買契約の締結については、人事及び契約案件ですので、よって、本日即決することと協議いたしました。

9月4日金曜日は、議案考案日とし、5日土曜日、6日日曜日は、休会といたします。

7日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

9月8日火曜日は、本会議で一般質問です。

9月9日水曜日は、一般質問の予備日といたします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。

9月10日木曜日は、休会といたします。

9月11日金曜日は、厚生文教常任委員会を開催します。

9月12日土曜日、13日日曜日は、休会といたします。

9月14日月曜日は、総務産業建設常任委員会を開催します。

9月15日火曜日は、委員会予備日といたします。

9月16日水曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政関連については一般質問でお願いいたします。

一般質問の受付締め切りは、あす9月4日正午といたします。

以上、会期は、本日から9月16日までの14日間とすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日9月3日から16日までの14日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの14日間に決定しました。

### 日程第3. 議席の変更

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議席の変更について、会議規則第4条第3項の規定に基づき、議席を変更します。変更後の議席は、12番、塩田文男議員、13番、武道修司議員、14番、

田村兼光議員とします。

なお、本日は議場整理のため、変更前の議席で運営させていただきます。

#### 日程第4. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第56号ほか23件です。ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

次に、町長から報告があります。報告第2号平成26年度健全化判断比率の報告について、報告第3号平成26年度資金不足比率の報告について、報告第4号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についての5件を一括して報告させていただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 報告第2号平成26年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第3号平成26年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

○総務課長（則行 一松君） 報告第4号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、株式会社つきプロヴァンスの経営状況について、地方自治法（昭和22年政令第16号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成27年9月3日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第2号は、平成26年度健全化判断比率の報告でございます。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成26年度の決算数値をもとに算定された指標を報告するものでございます。健全化判断比率の4指標でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率であり、平成26年度の決算において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は10.3%、将来負担比

率は51.5%となっております。

以上が、判断比率の報告でございます。

次に、報告第3号平成26年度資金不足比率の報告でございますが、本報告も地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいての報告でございます。平成26年度の決算数値をもとに算定をした公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。平成26年度の決算においては、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の資金不足比率を御報告申しますが、資金不足の比率はございません。

次に、報告第4号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございます。本報告は、平成26年度しいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございますが、当期の経営状況は、純売上高5,523万1,726円で、対前年マイナスの368万7,794円ということで、比率にいたしますと6.26%の一応減収となっております。これに対しまして、営業費用、販売費及び一般管理費となりますが5,529万2,037円で、対前年375万89円の減額となっており、比率にいたしては6.35%、このような形になって、経常利益は21万6,550円となっており、税引き後の当期純利益は9万8,799円となっております。

次に、報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございます。本報告は、平成26年度の東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございますが、当期の経営状況は、売上利益が1,917万5,161円で、対前年に対して173万6,145円の増収となり、率にいたしますと、1割増収をいたしました。これに対して、営業費用、販売費及び一般管理費でございますけれども、1,747万2,632円ということで、対前年に対して146万7,635円、9.2%ふえておるわけでございます。経常利益金額は182万9,488円、当期純利益は164万6,718円となっており、昨年度に引き続き黒字となっております。

次に、報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告です。当期の経営状況は純売上高9,610万813円で、前年度に対しまして237万1,160円、率にいたしますと2.4%の減収、率も下がったわけでございます。これに対して、営業費用、販売費及び一般管理費となりますが8,979万9,146円で、前年度に対しまして8万4,204円、0.09%の増加となっております。また、経常利益は681万3,573円、当期純利益は535万7,273円となっております。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に、一応3つの経営状況の報告とさせていただいたものでございます。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） これで報告を終わります。

**日程第5. 議案第56号**

**日程第6. 議案第57号**

**日程第7. 議案第58号**

**日程第8. 議案第59号**

**日程第9. 議案第60号**

**日程第10. 議案第61号**

○議長（田村 兼光君） これより議事に入ります。

お諮りします。日程第5、議案第56号平成27年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第10、議案第61号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第61号までは一括議題とすることに決定しました。

日程第5、議案第56号平成27年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第10、議案第61号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） **議案第56号**平成27年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

**議案第57号**平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

**議案第58号**平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

**議案第59号**平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

**議案第60号**平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第

1号)を別紙のとおり提出する。

**議案第61号**平成27年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。平成27年9月3日、築上町長、新川久三。

○議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 議案第56号は、平成27年度築上町一般会計補正予算(第3号)でございます。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額102億3,420万9,000円に2億9,770万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を105億3,190万9,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、町制施行10周年記念事業費426万9,000円、それから旧蔵内邸活用事業ということで、2,875万円、これは一応( )とともに県が一応買収した残りを町のほうで駐車場として使うというふうなことで、2,875万円を計上させていただいております。

それから、地方創生事業の中で、ふるさと古民家再生活用事業ということで、これは伝法寺にある竹内家の住宅の一応寄附を今般していただきました。これを一応地域の活性化ということで、伝法寺の文殊会、そしてあと、地域おこし協力隊が上城井地区に配属しておりますので、この協力隊の活動というようなことで、1,226万6,000円を計上させていただいて、なお、この一応歳入は地方創生ふるさと古民家再生活用事業ということで、1,226万円を一応、交付金で充てるようにしておるところでございます。

それからあと、もう一つ主なものが、荒廃森林の再生事業ということで、2,850万円を一応、予算計上させていただいております。

あと、歳入で主なものは、これも荒廃森林は100%補助金でいただくと、それからあと、一応( )等々で、過疎対策事業を5,020万、それから前年度の繰越金を1億2,423万4,000円を一応充当しようと、このようなものでございます。

次に、議案第57号平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額31億6,058万2,000円に188万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を31億6,246万2,000円と定めるものでございます。補正の主なものは、各種負担金等の額の確定に伴う補正、そして職員の人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。一応、一般会計からの繰入金188万円、それから歳出は、後期高齢者支援金286万6,000円を増額をさせていただいております。それから保険給付費が286万6,000円の減額をさせていただいております。

次に、議案第58号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございますが、本予算案は既定の歳入歳出予算の総額3億2,187万8,000円に1,206万

5,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億3,394万3,000円とするものでございます。補正の内容は、平成26年度の決算繰越額を計上いたしまして、保険料収納繰越に伴う県後期高齢者医療広域連合への納付金を計上いたしておるものでございます。歳入の主なものは、前年度の繰越金ということで1,184万5,000円、歳出の主なものは、先ほど申しました県への負担金1,184万5,000円を増額をさせていただいております。

次に、議案第59号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億511万7,000円と定めるものでございます。補正の主なものは、下水道管理費の負担金、補助及び交付金の中で水洗工事の助成金が一応申し込みが多いんで400万円を追加するものでございます。

それから、議案第60号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。本予算案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,820万7,000円とするものでございます。歳入は、国庫補助金が減額の1,920万5,000円、一般会計繰入金が増額の77万4,000円、繰越金が増額の1,467万8,000円、企業債500万円を増額させていただいたとる。歳出は、総務費として人事異動に伴う職員人件費257万円を減額させていただいております。それから、臨時職員の賃金86万4,000円、料金システム改修委託料40万5,000円、施設修繕費100万円をそれぞれ増額をさせていただいたところでございます。簡易水道事業として委託料1,100万円を減額をいたしまして、工事請負費を1,100万円追加をさせていただいております。

次に、議案第61号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。本予算案は、既定の3条予算の収益的支出を14万3,000円を増額いたしまして、2億3,236万3,000円に改めるものでございます。内容は、一応、職員の扶養手当を計上をさせていただいておるところでございます。

56号から61号までよろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

---

**日程第11. 認定第1号**

**日程第12. 認定第2号**

**日程第13. 認定第3号**

**日程第14. 認定第4号**

**日程第15. 認定第5号**

日程第16. 認定第6号

日程第17. 認定第7号

日程第18. 認定第8号

日程第19. 認定第9号

日程第20. 認定第10号

日程第21. 認定第11号

日程第22. 認定第12号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第11、認定第1号平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22認定第12号平成26年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第12号までは一括議題とすること決定しました。

日程第11、認定第1号平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第12号平成26年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） **認定第1号**平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第1項の規定により、平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第2号**平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第3号**平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第4号**平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第5号**平成26年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委

員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第6号**平成26年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第7号**平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第8号**平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第9号**平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第10号**平成26年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第11号**平成26年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第12号**平成26年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月3日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 認定第1号は、平成26年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

本案は、歳入総額が113億5,608万2,398円でございます。歳出総額は95億8,129万6,501円でございます。歳入歳出差し引き額が17億7,478万5,897円でございます。

このうち、翌年度へ繰り越して使う一般財源が1億4,639万2,000円ございます。ということで、この財源を一応、歳入歳出差し引き額から引きまして実質収支額は16億2,839万3,897円でございます。

そして、単年度収支に直せば、前年度の一応繰越金除いてすれば1億7,574万5,844円

となります。実質単年度収支額は3億2,420万9,384円の黒字となっておるところでございます。

次に、認定第2号平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本特別会計の歳入総額は925万5,850円、歳出総額が2億8,314万2,443円というふうなことで、歳入歳出の差し引き額は2億7,388万6,593円の赤字となっております。この赤字分は、平成27年度の歳入を予定しておりますところから繰り上げ充用いたしまして補填をいたしました、いわゆる赤字、これはもう毎年でございますけれども、しかし、この赤字額は少しずつではございますが、解消がされておるところでございます。

次に、認定第3号平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。この会計の歳入総額は295万8,981円、歳出総額は182万7,844円、歳入歳出差し引き額は113万1,137円となっておるところでございます。昨年度の貸付金は3件で162万円となっております。

次に、認定第4号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本会計の歳入総額は32万3,600円、歳出総額は32万3,600円、歳入歳出差し引き額はゼロでございます。本事業は、椎田駅前周辺活性化特別会計での貸付金の返済回収業務を行っておるものでございますが、貸付業務はもう全くやっておりませんが、一応なかなか回収には苦慮をしておるところでございます。

認定第5号平成26年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本会計の歳入総額は578万6,154円、歳出総額は564万3,780円、歳入差し引き額は14万2,374円となっておるところでございます。過去5年間の販売実績は、大が19基、中が29基、それから小が130基ということで178基が、現在、一応販売をして、残は、大が11、中が29、小が152区画、計192の区画が一応まだ残っておるところでございますが、少しずつこの分が売れて、会計も良好な会計で一応計上がされておるところでございます。

次に、認定第6号平成26年度築上町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額は25億7,454万7,293円、歳出総額26億7,985万1,923円で、歳入歳出の差し引き額はマイナスの1億530万4,630円となっております。単年度の収支は2,167万1,405円の黒字となっており、平成25年度の決算よりは、一応この分だけ赤字額が少なくなっておるということでございます。この赤字の分につきましては、27年度の一応予算の繰上充用をさせて補填をさせていただいておるところでございます。

次に、認定第7号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本会計の歳入総額は3億908万2,645円、歳出総額は2億9,723万6,119円となっております。歳入歳出の差は1,184万6,526円でございます。この黒字分は、先ほど

予算でも申し上げましたが、県への納付金が1年おくれで納める形になっておるんで、この保険料は1年おくれで県のほうに納めるようになっておるところでございます。

認定第8号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本会計は、歳入総額が2億464万4,769円、歳出総額が1億9,839万1,451円、歳入歳出の差し引き額は625万3,318円となっております。

認定第9号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本会計の歳入総額が2億9,333万9,414円、歳出総額2億8,573万5,424円、歳入歳出差し引き額が760万3,990円でございます。

なお、これは西部地区が供用開始を全ていたしておるところでございます。もう少し過年率を上げていけば、非常にいいまちづくりになっていくんじゃないかなと思っております。

それから、認定第15号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の認定でございます。

本会計の歳入総額が5億6,903万8,403円、歳出総額が5億6,391万3,772円、歳入歳出差引額が512万4,271円ということでございます。

この椎田地区の下水でございますけれど、一期工事はほぼ終了しようかということで、二期工事にもうすぐ入る予定によるところでございます。

それから、認定第11号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計歳入支出決算の認定でございます。

本会計の歳入は3億7,074万904円、歳出総額は3億5,606万1,720円、歳入歳出の差額は1,467万9,184円でございます。

一応、簡易水道会計ということで、今水道会計との統合を一応することということで、今管路の( )等々を一応やり直しておるといところが現実でございます。

認定第12号平成26年度築上町水道事業会計の歳入歳出決算の認定でございますが、本会計は収益的収支の総収益が2億6,287万4,063円、総費用が1億9,016万3,782円、当年度の純利益は6,971万281円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入が292万4,640円、総支出が8,967万4,567円となっており、不足額が8,674万9,928円となっており、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をさせていただいております。

あと、詳しくは決算附属資料に掲載を、全ての会計させていただいておりますので、御参照していただき、そして、あと1号から12号までよろしく審議をいただきながら、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。ここで、代表監査委員に決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いします。

○代表監査委員（尾座本雅光君） おはようございます。代表監査委員の尾座本です。よろしくお願ひいたします。

まずもって、さきの町議会選挙で御当選されました議員の皆さん、おめでとうございませう。心からお喜び申し上げます。

それでは、歳入歳出決算の平成26年度の決算審査を7月21日から29日にかけて、町監査事務局で丸山監査員さんと実施いたしました。その結果につきまして御報告を申し上げます。

平成26年度一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入が113億5,608万2,398円でありませう。歳出は95億8,129万6,501円でありませう。差し引きますと17億7,478万5,897円となつていませう。実質収入は16億2,839万3,897円の黒字となつていませう。単年度収支を見ますと1億7,574万5,844円の黒字となつていませう。

特別会計の合算額は、歳入が43億3,971万7,653円で、歳出が46億7,212万8,076円でありませう。差し引きますと3億3,241万423円となりませう。実質収支は3億3,241万423円の赤字となつており、単年度収支は1,116万6,970円の赤字でありませう。

一般会計に特別会計を合わせた総決算額は、歳入が156億9,580万51円で、歳出が142億5,342万4,577円で、差し引きますと14億4,237万5,741円で、実収支は12億9,598万3,474円の黒字となつていませう。単年度収支は1億6,457万8,872円の黒字となつておりませうので、実質単年度収支は3億1,304万2,412円の黒字でありませう。

平成26年度決算統計調査では、経常収支比率が93.8%、対前年度は3.7ポイント悪化していませう。財政力指数は0.331、対前年0.001ポイントの改善となつていませう。

また、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づく4指標では実質赤字比率、連結実質赤字比率は比率なし。実質公債費率は10.3%、対前年1.3ポイントの改善で、将来負担比率が1.5%、対前年13.8ポイントの改善となつていませう。資金不足比率は各会計とも比率なしとなつていませう。地方交付税の削減が予測される今、自主財源の確保、適切な予算執行を行い、財源の健全化につなぐことを強く望むものでありませう。

また、一般会計国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計において、それぞれ906万6,668円、それから508万2,200円、それに18万2,900円の不納欠損処分が行われていませう。

町税、保険税、住宅家賃及び貸付金等の収入未済額の増加、不納欠損分の発生は行政の計画的な執行に支障を来すのみならず、これを放置することは負担の公平性を欠き、ひいては行政に対する信頼を失いかねないものでもあります。今後、収納率の向上に努め、収入未済額の縮減に実効ある対策を講じられるよう要望いたします。

次に、水道事業会計決算の状況は、総収益が2億6,287万4,063円で、総費用が1億9,316万3,782円、当年度純利益額は6,971万280円で、前年度純利益額は2,875万3,940円に比べ、4,095万6,339円の増となっております。

単年度の経常状況は安定傾向にあると思いますが、より一層の収益率の向上を目指すよう要望いたします。特に、収益の根幹となる有収率は当年度78.1%で、前年度の82.0%をわずかに悪化しており、依然として低い数字にあります。その原因究明に努めるとともに、水道料金の収納率向上等に一段の努力をされることを要望いたします。

以上をもちまして、監査報告といたします。

○議長（田村 兼光君） これで監査報告を終わりました。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

○議員（11番 吉元 成一君） 日程について、何日から何日までと言われたですかね。

○代表監査委員（尾座本雅光君） 日程の時間でしょ。開催は9時半から。

○議員（11番 吉元 成一君） いやいや、時間じゃなくて日にち、期間ですよ。最初、冒頭に言った日程をもう一度教えてください。

○代表監査委員（尾座本雅光君） 21日から29日ということになっていますけども、実際は少し（「7月の」と呼ぶ者あり）はい、そうです。（「21日から29日まで」と呼ぶ者あり）29日まで。それも実質的そこ。

○議員（11番 吉元 成一君） あなた一人でしたんですか。あなた一人で監査したんですか。

○代表監査委員（尾座本雅光君） ちょっと、失礼します。

○議員（11番 吉元 成一君） 後で私も認定に賛成するしないの件があるんで、あなたが代表監査委員として一人で監査したことですか。

○代表監査委員（尾座本雅光君） いえ、そうではありません。

○議員（11番 吉元 成一君） では、選挙期間中にできるんですか。もういいです。

○代表監査委員（尾座本雅光君） それは日程通して、事務局を組みましてその時間帯で（ ）。

○議員（11番 吉元 成一君） だから監査委員さんが、もう一人の監査委員、議会選出の議員ですがその人が、じゃあ、あなたが監査した結果を見せて報告して、それを受けて、ああ、よからうちゅうような形の監査の仕方をしたのか、それとも一緒に協議しとんやったら、不可能と思うんですよ、その日にちじゃ。

○代表監査委員（尾座本雅光君） 当日、どうしても出られないときもありましたけども、それも

一応終わりましたんで、私と事務局でいたしまして、そして後日監査委員さんのほうに御了解いただいたというところもあります。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） どうも、御苦労さんでした。

---

### **日程第23. 議案第62号**

○議長（田村 兼光君） 日程第23、議案第62号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第62号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年9月3日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第62号は、築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行により、特定個人情報に関する特例が定められたため、条例の一部を改正するものでございます。中身については、情報開示、それから利用制限、それから定義の追加等々がされておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

---

### **日程第24. 議案第63号**

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第63号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第63号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年9月3日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第63号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する、先ほどの条例と一応連動しておりますが、これは手数料を個人等通知カードの再交付を500円すると、個人番号通知カードの再交付を500円。それから、新たに住民基本台帳カードの交付に係る手数料を除外いたしまして、これにかわる個人番号カードの再交付に係る手数料、これを今まで前期の分は500円でしたが、これを800円にするということで、これも準則に基づいて改正をするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

---

**日程第25. 議案第64号**

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第64号築上町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第64号築上町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。  
平成27年9月3日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第64号は、築上町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、築上町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものでございます。この分については、国家公務員の関係の傷害共済年金、地方公務員共済組合の遺族の年金等々を削るものでございまして、一応、これも準則に基づいて行うものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

---

**日程第26. 議案第65号**

**日程第27. 議案第66号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第26、議案第65号築上町監査委員の選任について及び日程第27、議案第66号物品売買契約の締結については、人事及び契約の案件です。したがって、議案第65号及び議案第66号を会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号及び議案第66号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第26、議案第65号築上町監査委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第65号築上町監査委員の選任について、築上町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求める。平成27年9月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第65号は、築上町監査委員の選任についてでございます。

本議案は、築上町監査委員議会選出の監査委員でございますけれども、丸山年弘氏が平成27年7月31日をもって任期満了となっております。空白であるため、新たに築上町監査委員として丸山年弘氏を選任する議案でございます。議会の同意を求めるものでございます。

なお、地方自治法の規定によりまして、不在の場合は前任者が決まるまで職務代理者ということで監査委員の任に当たるといふ法がございますので、現在も丸山氏に、一応職務議会代表の監査委員職務代理者ということで任に当たっていただいていることを念のため申し上げておきます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） ただいま説明がありましたように、築上町監査委員の選任について、議会の同意を求めます。

なお、丸山年弘議員は、地方自治法第117条の除斥規定により、退席してください。

〔9番 丸山 年弘君 退席〕

○議長（田村 兼光君） 本件は人事案件です。会議規則第82条第1項の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は14名です。

次に立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、3番、宮下久雄議員、4番、有永義正議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。選任に同意とする方は同意に丸印を、不同意とする方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白票は不同意と見なします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは記入してください。記入を終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意が5票、不同意が7票、よって、議案第65号の監査委員に丸山年弘議員を選任することについては、不同意とすることに決定しました。

議場の出入り口を開けてください。

〔議場開鎖〕

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第66号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第66号物品売買契約の締結について、鳥獣被害防止総合対策交付金事業鳥獣被害防止総合対策交付金資材購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成27年9月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第66号は、物品売買契約の締結でございます。

本案は、売買契約の締結についてで、鳥獣被害防止総合対策交付金資材購入事業でございますが、株式会社ダイモン、消費税込み4,048万5,960円で落札をいたしました。現在、仮契約を出しておるところでございます。

なお、事業の概要は、鳥獣被害の防護柵50キロを設置するものでございます。5万メートルということです。そういうことで、この物品を購入して、それぞれ自治会から申請のあった自治会にこの物品を交付いたしまして、設置をするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明を終わりました。これより、質疑を行います。質疑はありますか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 昨年もこの予算で、自治会からの要望で結構な数のメーター数ですか、防護柵を設置したと思います。その中で、自治会の中から説明が曖昧だったとか、鹿とかイノシシの被害が来るところってどっちかっていうと高齢化が高いところで設置に相当苦労したって話を聞きました。で、担当課として要望した自治会に加えてやって50キロの防護柵を設置したんですが、その工法とかその後の設置の説明とかをどの程度したのかをお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長（今富 義昭君） 産業課、今富でございます。昨年の防護柵につきましては、幾分説明のほうの不十分というところで、本年につきましては各自治会において説明会を随時開いて回

っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 説明をしたということですが、それについてきちっと自治会が、手を上げた以上あなたたちの責任だよみたいなことが前回あったようです。ではなくて、きちっと説明をして、手を上げた自治会がこうやっていくんだよということまできちっと説明しないと、資材だけ来ました、じゃあどうしようかってとこから始まると相当一部の人間に負担がかかったり、そういう例があったようですので、説明は当然するんでしょうけど、それについて各自治会の役員さんなりがきちっと納得してるんでしょうか。その点だけでいいです。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長（今富 義昭君） 産業課、今富でございます。本年につきましては、役員さん全て集めまして説明会を開いておりますので、その分は納得していただいていると考えます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 工藤議員と同じような質問になりますけれども、昨年、私は防護柵を実施する地域の人からの苦情を聞いております。御存知だと思いますけれども、3軒以上とかの人が集まって集団じゃないとそこはできないと。例えば、1軒だけがぼつんと離れたところにあって、それが3反あろうと何反あろうと1戸のためにはやらないというようなことがあったと思うんですけど、それについては私のほうからも産業課のほうには言ったんですけど、じゃあ、同じ農業を中心に働く人がよその家は守れて自分とこは守れんのかと。逆に、課長のとこの田んぼやったらするけど、僕んとこのやったらできんのかとかいうような、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかと。災害から、被害から守るための実施をするのに、やっぱりちゃんと理解できる説明をしてほしいということもありました。

それと、椎田のほうですけど、県営河川の堤防です、あの上に道路があります、道路って河川の道路が、その川側のほうに立てとるんですよ。田んぼ側に防護柵を立てていけば何もなかったのに。だから県のほうから取り外してくれと。やっぱりそういったところで、じゃあ、あれを打ち込むの大変ですよ、大変な動力をかけてやったことを、ちゃんと説明してないから、百姓の皆さんが本当にそんなことまでわかるかってわからん人たくさんおると思うんですよ。今後、こういうことを実施するときにはびしっとこうしちゃいけませんよ、こうしてくださいよということ、これは自治会の会長、副会長あたりとか担当者だけを呼んでも本当に把握できるかってできないと思うんですよ。だから、実施される田んぼ、地域の田んぼを持ってる人、戸別でも訪問して、あんたら毎日飛んで回りよるわけでも何でもないので、町民のために職員として働いているんですから、そういったことを今度やってくれるかどうかということをはっきり答えてほしいん

ですけど。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長（今富 義昭君） 産業、今富でございます。今の吉元議員の意見についてでございますが、産業課としましても、今言われたように細心の注意を払って事業は実施したいと考えております。

○議長（田村 兼光君） これで質疑を、まだあったか、塩田議員。

○議員（13番 塩田 文男君） 前回もこの予算でワイヤーメッシュのあれが出ましたけど、今回17自治会上がってきておりますが、これはやっぱり新規で上がってきたのか、それとも追加とかいろいろあったのか、前回上がらなかった理由ちゅうか今回上がった理由を一つお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど吉元議員のほうもありましたけど、この防護柵で山間部行くと、そこに民家がなくなった云々も入れて、道を塞いでるところがあるんです。それは地域的にも田んぼの被害にも道を塞げば手っ取り早い話なのかもしれませんが、今後道を塞いで、今まで通ってたのがぼつと塞いでるところもあります。これはその地域の人たちにすればそれで都合もいいかもしれませんが、今後どこまでそういう、道を塞ぐということについてなあなあにするわけにはいかないと思ったんで、そういうところについてはどのように考えていってるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長（今富 義昭君） 産業、今富でございます。今の塩田議員の御指摘についてでございますが、一応指導の中では道を塞ぐということはないでくれということをお願いはしております。で、町道等の法尻等については建設課のほうと協議をしてほしいと。県道については土木事務所と協議をしてほしいというところをお願いをしております。だから、一応道を塞いでるということはないと私どもは把握しておりますが。（発言する者あり）はい、再度確認をしまして、報告したいと思います。

○議長（田村 兼光君） いいですか。（発言する者あり）今富産業課長。

○産業課長（今富 義昭君） 産業課、今富でございます。今回27年度につきましては、新規がほとんどでございます。この分につきましては、前年の要望に基づいて次年度に実施するというような形になっております。で、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、はっきりしたことはこの場で申し上げられませんので、後日報告したいと思います。

○議長（田村 兼光君） いいですか。塩田議員。

○議員（13番 塩田 文男君） わかりました。この防護ネットちゅうんですか、農業されてる方からは非常に好評です。結構効果が出てるということで。ただ、先ほどみたいに道を塞いだりしてるところあります。それで、ぱつと紐をほどけばあかるというような感じにしてるところ実

際あります。僕、何遍もそこに遭遇しました。それはもう地元の人たちの都合でなってるんですけど、これは農道なのか町道なのか、アスファルトしてますから町道になっているところもあると思うんで、そういったところはやっぱり日ごろなかなかそういうところ僕たち行きませんから、道を塞ぐというところとかについては、やっぱり計画、ちゃんと話をしておかないと後々いいのかというような話も出てくると思うんで、せつかくの効果が台無しになると思いますんで、道を塞がなくてもこう向きにこうすればどうかなるとかいう、まあ、ややこしいとは思いますが、塞げば簡単なことなんでしょうけど、果たして道を塞いでいいのかということもありますんで、そこんところは十分気をつけて指導していただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） もういいやろ、それで。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これより議案第66号について採決を行います。議案第66号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

## 日程第28. 議案第67号

○議長（田村 兼光君） 日程第28、議案第67号町道路線の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第67号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。平成27年9月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第67号は町道路線の変更でございます。

本案は、東八田26号線道路改良舗装工事に伴い、工事区域内の町道を変更するものでございます。この町道は国道10号線から東八田宇留津線の、いわゆるルミエールとクリエールの間の道路がございしますが、この道路を改良するに当たり、一応資料には皆さん差し上げてと思いますが、まっすぐ町道に突き当たるようにして用地をいただくと。そして、従前のものについては里道みたいな道路がございしますので、この道路と一応統合していくというようなことで変更するものでございます。よろしく御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会

以外の議案質疑を希望される議員は所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りはあすの正午までとします。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。ご苦労さまでした。

午前11時27分散会

---